

伊丹市告示第136号

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定に基づき指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年9月18日

伊丹市長 中 田 慎 也

1 事業者の名称

ケアウィッシュ株式会社

2 事業所の名称及び所在地

ターニング相談支援事業所

兵庫県伊丹市荻野1丁目4-1

3 廃止年月日

令和8年9月30日

4 事業の種類

特定相談支援事業

障害児相談支援事業